

## ロシア連邦憲法（草案）

KK 資料集 4-2 卷 64-129 頁

Российская газета, 8 мая 1993 г,

[ ] 内は、訳者の註記

### [付則]

このロシア連邦憲法草案は、

ロシア連邦憲法委員会が作成し、

1991年11月2日にベ・エヌ・エリツィン憲法委員会議長によって第5回ロシア連邦人民代議員大会に提案され、

1992年4月18日に第6回ロシア連邦人民代議員大会によって草案の基本規定を承認され、

1992年10月16日の憲法委員会が基本的に承認したロシア連邦大統領の修正を取り入れたものであり、

ロシア連邦最高会議の第5会期におけるロシア連邦最高会議の両院の逐条審議の結果に基づき、

立法発議権を有する諸主体の提案を考慮して憲法委員会の作業グループが変更を加えた。

### [前文]

我々、ロシア連邦の多民族からなる人民は、

わが国において共通の運命によって結びつけられ、

祖国愛と善と正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、

人の自由と権利ならびに価値ある生命、市民的平和および合意を尊重し、

歴史的に形成された国家的統一を保持し、

ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的な国家とし、

現在と未来の世代にわれわれの祖国を継承する名誉ある責任に基づき、

世界共同体の一員であることを自覚して、

ロシア連邦憲法を採択し、そして

それをわが国の最高法規としてここに宣言する。

## 第1編 憲法体制の原則

### 第1条 国家主権

① ロシア連邦-ロシアは、主権的で、法的かつ民主的な連邦制の社会国家である。ロシア連邦、またはРФもしくはロシアという国名は、同義である。

② ロシア連邦（РФ）の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。

③ ロシア連邦は、その領土および領空において最高の権力を有し、その内外政策を定め、実施し、その全土において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を採択する。

④ 国家は、社会の公的な代表である。国家は、社会の一部ではなくその全体に奉仕し、人および市民に対して責任を負う。

⑤ ロシア連邦においては、共和制の統治形態が打ち立てられる。

⑥ 国家は、世俗的である。

## 第 2 条 最高の価値としての人間とその権利および自由

① 人ならびに人の生命および健康、良心および尊厳、人身の不可侵および安全、権利および自由は、ロシア連邦における最高の価値である。これらの承認、遵守および保護は、国家の主要な義務である。

② ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に認められた国際法の原則および規範に従って、人および市民の権利と自由を保障する。

## 第 3 条 法の最高性

① 国家、ならびにその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法とそれに基づくロシア連邦憲法に従う。

② ロシア連邦憲法は、直接効力を有し、ロシア連邦の全土において適用される。ロシア連邦憲法に違反する法律およびその他の法令は、法的効力を有しない。

③ すべての法律は、公布されなければならない。公布されない法律は適用されない。人および市民の権利、自由および義務に関するその他の法令は、一般的閲覧のために公布されない場合は、これを適用することはできない。

④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の批准した条約が、法律に定めのないその他の規定を定める場合は、この条約の規定が適用される。

## 第 4 条 人民権力

① ロシア連邦の人民は、ロシア連邦憲法および法律の定める形態と手続により、直接に、または国家権力の体系および地方自治をとおして、その権力を行使する。

② ロシア連邦憲法に定める国家機関の選挙は、自由であり、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票で行われる。

③ 社会のいかなる一部、いかなる団体またはいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は有するとも重大な犯罪である。

④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力的に変更または廃止しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

## 第 5 条 政治的複数主義

① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制、ならびに市民の自由な参加に基づいて実現される。

② いかなるイデオロギーも、これを国家的または一般的な拘束力を有するものとしてこれを定めることはできない。

## 第 6 条 権力分立

① ロシア連邦における国家権力の体系は、立法権、執行権および裁判権への権力分立、ならびにロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区ならびに地方自治の間の管轄事項および権限の区分の原則に基づき

おく。

② 立法権、執行権および裁判権の諸機関は、独立して活動し、互いに相互作用をおよぼす。これらの機関は、ロシア連邦憲法および法律によって定められたそれぞれの機関の権限の範囲を越えることはできない。

## 第 7 条 連邦国家

① ロシア連邦の国家・地域構造は、連邦制の原則に基づき、ロシア連邦の統一、国家権力の分権化およびロシア連邦の構成における民族自決権を保障する。

② 共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法がこれを定め、ロシア連邦によって保障される。共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の法的地位は、それらの憲法、憲章、自治州(自治管区)に関する連邦法律によってこれを定める。ただし、これらはロシア連邦憲法に反することはできない。

③ ロシア連邦憲法に従いロシア連邦の管轄事項またはロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同の管轄事項に含まれない国家権力の権限は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に属し、ロシア連邦憲法、それぞれの憲法および憲章、ならびに自治州(自治管区)に関する連邦法律に従って、それらが独立してこれを行使する。

## 第 8 条 社会国家

① ロシア連邦の社会的任務は、個人の発達のための平等かつ公正な機会の保障、ならびに人および社会の福祉の達成である。

② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活の水準および最低賃金の基準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障害者および高齢者に対する援助を保障し、社会的サービスの制度を発展させ、国家的年金、手当およびその他の社会的保護の保障を定める。

③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の文化的発展のために必要な条件を整備し、環境の安全と合理的な自然利用を保障する。

## 第 9 条 経済活動形態の多様性

① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの法的保護、誠実な競争および社会的利益を保障する社会的な市場経済である。

② 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。

③ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と使用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいて打ち立てられる。

## 第 10 条 国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、所定の場合にはそれから離脱し、同盟の諸機関の創設に参加し、その権限の一部の行使をこの同盟の機関に委譲することができる。

## 第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障体制に参加し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決をめざす。

## 第 12 条 憲法体制の統一性と安定性

- ① 憲法の本編に定める諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の揺るぎない原則である。
- ② ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。

## 第 2 編 人および市民の基本的権利、自由および義務

### 第 1 章 総則

#### 第 13 条

- ① 人の基本的権利および自由は、譲渡されることはなく、生れながらにしてその者に属する。
- ② ロシア連邦憲法に定めのある人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を制限するものではなく、法律によってこれを拡充することができる。
- ③ これらの権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のためにロシア連邦の憲法および法律による場合のほかは、これを制限することはできない。

#### 第 14 条

- ① 各人は、権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- ② すべての人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等の保護を受ける権利を有する。
- ③ すべての人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態もしくは職業上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への参加、居住地、またはその他の事情の別にかかわらず、権利および自由において平等である。これらの事情による平等の侵害は、法律上の責任を追及される。
- ④ 男性と女性は、平等の権利と自由を有する。
- ⑤ 少数民族〔エスニスティ〕に属する者の権利および自由は、ロシア連邦憲法、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約に従ってこれを保障される。

#### 第 15 条

- ① 人と市民の権利および自由は、その行使にあたって他人の権利および自由を侵害することはできない。
- ② ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な廃止、人種的、民族的、社会的および宗教的な敵意と憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために、権利および自由を行使することはこれを禁止される。

### 第 2 章 国籍

#### 第 16 条

- ① 各人は、連邦法律に従って、ロシア連邦の国籍を取得したまは抹消する権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の別なく、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、その国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。

- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約によらないかぎり、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外においてその市民の保護と庇護を保証する。

## 第 1 7 条

① 共和国は、その国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国がその国籍を定める場合には、その領土に常時在住する共和国の市民となる。その他の場合の共和国の国籍の取得は、法律に従つて行われる。

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国籍に関する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

## 第 1 8 条

① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約に従い、外国の国籍を有することができる。

② ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を制限され、またはその義務をまぬがれることはない。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

## 第 1 9 条

① ロシア連邦の市民でなく、その領土内に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて採択された連邦法律に従い、避難権を与える。

# 第 3 章 市民的、政治的権利および自由

## 第 2 0 条

① 各人は、生命に対する権利を有する。ロシア連邦においては、何人も恣意によって生命を奪われることはない。

② 国家は、死刑の廃止をめざす。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対して科せられる刑罰の例外的措置として連邦法律によってこれを定め、陪審員の参加する裁判所の判決によってのみこれを言渡すことができる。

## 第 2 1 条

- ① 各人は、人身の自由およびその不可侵の権利を有する。
- ② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定によってこれを許される。裁判所の決定以前に、人は48時間以上その身柄を拘束されることはない。身柄拘束の適法性は、裁判手続により審理される。
- ③ 人身の不可侵を制限することができる根拠は、連邦法律によってこれを定める。
- ④ 何人も、暴力、拷問およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。

⑤ 何人も、その自発的な同意なしに、学術、医療および軍事用またはその他の実験の材料とされることはない。

## 第 2 2 条

① 各人は、私生活 [プライバシー] の不可侵、信書、会話、郵便、電話、電信およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、法律の根拠に基づき裁判手続によって許される。

② 各人は、その名誉および名声を擁護する権利を有する。

③ 人の私生活に関する情報の収集、保管、利用および処分は、連邦法律が定める場合を除き、その同意なしにこれを行うことはできない。

④ パスポート、身分証明書、身分事項を確認する証明書、採用時に要求される証明書類、およびその他の文書には、民族的帰属、社会団体への参加、外国滞在および独立の法律的意味をもたないその他の事実に関する情報は、これを記載されない。

⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、直接にその権利および自由にかかる文書および資料を閲覧し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および公務員の管理する自己に関する情報を取得する権利を有する。

## 第 2 3 条

① 住居は、不可侵である。何人も、その居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。連邦法律に従って、人の生命および健康を保護し、住居またはその財産に対する著しい損害を予防するために、この原則の例外規定を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律の根拠に基づき裁判所が決定する場合にのみ許される。緊急の場合には、この行為の適法性の義務的な事後の司法審査を定める連邦法律のその他の手続をとることができる。

## 第 2 4 条

① ロシア連邦の領土に合法的に在住するすべての人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に支障なく帰国する権利を有する。

③ 本条に定める権利の制限は、連邦法律によってこれを定めることができる。

## 第 2 5 条

① 各人は、思想、言論の自由ならびに意見および信条を支障なく表現する自由に対する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを放棄することを強制されることはない。

② 各人は、任意の合法的な方法によって情報を自由に探索し、取得し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、個人および家族の秘密、職務上もしくは商業上の秘密または国家秘密、ならびに社会的モラルの遵守のために、連邦法律によってこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律が限定列挙方式によりこれを定める。

## 第 2 6 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的、非宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法律を遵守してその信念に従って行動する権利を保障される。

## 第 2 7 条

- ① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表明する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定または表明を強制されることはない。
- ② 各人は、母語を使用し、ならびに交際、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。
- ③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によって追及される。

## 第 2 8 条

ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表をとおして、社会と国家の事項の管理に参加する権利を有する。

## 第 2 9 条

- ① ロシア連邦の市民は、法律に従って、選挙権を有し、選挙制の国家機関および地方自治機関に選挙されることができる。
- ② 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力を宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。
- ③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領の選挙、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関および地方自治機関、ならびにロシア連邦のレフェレンダムに参加する権利を有する。
- ④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

## 第 3 0 条

ロシア連邦の市民は、国家および地方のポスト〔職務〕につく平等の機会を保障される権利を有する。国家および地方の職員のポストの候補者に求められる資格要件は、その職務機能の内容によってこれを定める。

## 第 3 1 条

ロシア連邦の市民は、平和的にかつ武器を携帯しないで集合する権利を有する。市民は、事前の届け出の条件のもとに、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。これらの権利の行使の手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 3 2 条

- ① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外については、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。
- ② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはその構成員に留まることを強制されない。

## 第 3 3 条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立

てを行い、個人的または集団的な請願を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、それに関する決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

#### 第4章 経済的、社会的および文化的な権利および自由

##### 第34条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、財産権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利において実現される。

##### 第35条

- ① 各人は、財産所有者となる権利を有する。
- ② 相続の権利は、これを保障される。

##### 第36条

- ① 各人は、労働の権利、すなわち独立した生産者としてまたは労働契約により、自由にその労働を選択する権利を有する。
- ② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もなしに連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業の場合の援助に対する権利を有する。
- ③ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約により、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに特定の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

##### 第37条

- ① 各人は、医療援助を含む健康保護の権利を有する。国家的および地方的な保健施設における医療援助は、ロシア連邦の市民に対し、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入の負担により無料で行われる。ロシア連邦の条約が定める場合には、ロシア連邦の市民ではない者に対しても無料の医療援助が行われる。
- ② 国家は、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの財政を管理し、国家的、地方的または私的な保健制度の発展に関する措置をこうじ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、生態学上および衛生学・疫学上の安全に資する活動を奨励する。
- ③ 公務員が人の生命および健康に対し脅威となる事実および状態を秘匿した場合は、法律によりその責任が問われる。

##### 第38条

各人は、快適な環境に対する権利、および生態学上の違法行為によってその健康または財産に加えられた損害の補償を求める権利を有する。

##### 第39条

- ① 各人は、老齢により、および労働能力を喪失しもしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有する。
- ② 年金、ならびに一時的労働能不能および失業に対する手当は、公的に定められた最低基準を下回ることはできない。
- ③ 国家は、社会的保護の制度を発展させ、さまざまの形態の公共の社会的援助および慈

善事業を奨励する。

#### 第 4 0 条

- ① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意によってその住宅を奪われることはない。
- ② 国家および地方自治機関は、住宅建設を促進し、住宅の権利の実現のためのその他の条件を整備する。
- ③ 住宅を必要とする者で、財産が少ないかまたは法律に定めるその他のロシア連邦の市民は、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドにより、法律の定める基準に従い、無料または支払い可能な金額で利用できる住宅を提供される。

#### 第 4 1 条

- ① 各人は、教育に対する権利を有する。
- ② 国家的および地方的な教育施設および企業において、誰でも入学できる無料の就学前教育、普通中等教育および中等職業教育が保障される。
- ③ 各人は、選抜原則に基づき、無料で、国家的または地方的な教育施設および企業において高等教育を受ける権利を有する。

#### 第 4 2 条

- ① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由ならびに知的所有権は、法律によって保護される。
- ② 各人は、文化的生活に参加し、国家的および地方的な文化施設を利用する権利を有する。

### 第 5 章 権利および自由の保証

#### 第 4 3 条

- ① 各人は、人と市民の権利および自由に対する国家による違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。
- ② 各人は、裁判および法律の定めるその他のすべての方法により、その権利および自由、ならびに他人の権利および自由を擁護する権利を有する。
- ③ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害に対して補償を求める権利を有する。
- ④ 各人は、連邦法律に定めるすべての裁判の審級においてその権利の擁護が拒否された場合、ロシア連邦の条約に従い、人および市民の権利と自由の擁護に関し国際機関に訴える権利を有する。

#### 第 4 4 条

各人は、権利および自由の行使または擁護のために法律援助負うける権利を保障される。この権利は制限されない。法律に定めがある場合、法律援助は無料である。法律援助を行うために、独立の弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびにこうした援助を行う権利を有する個人が活動する。

#### 第 4 5 条

- ① 各人は、権限ある独立の公正な裁判所において自己の事件の審理を受ける権利を有す

る。

② 被疑者および被告人は、その犯罪が連邦法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。有罪性において疑わしきは、その者に有利に解釈される。

③ 各人は、連邦法律の定める手続により自己の訴訟事件の再審理を求める権利を有する。

④ 有罪の確定判決を受けた者は、減刑または特赦を請求する権利を有する。

⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

#### 第 4 6 条

人の法律上の責任を定めまたはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の実行時に違法行為とされない行為につき、その責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

#### 第 4 7 条

① 何人も、本人、配偶者および連邦法律が定める範囲の近親者に不利な証言を義務づけられることはない。証言の義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。

② 法律に違反して収集した証拠は、法的効力を有しない。

#### 第 4 8 条

① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア連邦議会人権問題全権〔人権オブズマン〕がこれを行う。その地位は連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦議会人権問題全権は、ロシア連邦最高会議によってそれと同じ任期で選挙され、最高会議に対して報告義務を負い、ロシア連邦代議員と同様の不逮捕特権を有する。

③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の立法議会は、その人権問題全権を任命し、または同様の任務を有するその他の機関を設置し、その地位を定めることができる。ロシア連邦議会人権問題全権は、これらの公務員または機関と協力して活動する。

### 第 6 章 義務

#### 第 4 9 条

① 各人は、ロシア連邦憲法を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を履行する。

② 公式に公布された規範的な法的アクトの不知は、それを遵守しないことに対する責任をまぬがれない。

③ 明らかに犯罪的な命令の執行は、法律によりその責任を問われる。

#### 第 5 0 条

普通基礎教育は、義務である。親またはそれに代る者は、子どもが普通基礎教育を受けることを保障しなければならない。

#### 第 5 1 条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界を大切にする義務を負う。

#### 第 5 2 条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史、文化および自然の

記念物を保護する義務を負う。

### 第 5 3 条

各人は、法律に定める税金および手数料を収める義務を負う。

### 第 5 4 条

ロシア連邦の市民は、連邦法律に従って、陪審員として裁判に参加しなければならない。

### 第 5 5 条

- ① 祖国の防衛は、ロシア連邦市民の義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、兵役につく。
- ③ その信条に従い兵役につくことに反対し、または人口の少ない民族集団に属しもしくはこの集団の居住地に住み、あるいは連邦が定めるその他の場合に、ロシア連邦市民は、他の民生部門の[市民的]業務をもってこの兵役に代替させる権利を有する。

### 第 5 6 条

何人も、ロシア連邦憲法および法律に定めのない義務の履行を強制されることはない。

## 第 3 編 市民社会

### 第 7 章 所有、労働、企業活動

#### 第 5 7 条

- ① 所有は、そのすべての形態、すなわち私的、国家的、その他の形態において承認され、保障される。所有権の行使は、社会的な福祉に反することはできない。
- ② すべての所有者は、平等の法的保護を受ける。
- ③ 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。財物の強制収容は、連邦法律の定める場合で社会的な必要が立証されたときに許され、損害賠償がなされる。没収は、裁判所の決定によって行われる。国有化は、これを許されない。

#### 第 5 8 条

- ① 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の天然の資源は、国家的、私的およびその他の財産であり、当該の地域に居住する諸民族、ロシア連邦のすべての人民の資産であり、その利益を損う形でこれを利用することはできない。すべての天然の資源は、保護され、合理的に利用される。
- ② 法律の定める範囲を越えて所有者または保有者に土地もしくはその他の天然の資源を集中することは、これを許されない。
- ③ 土地に対する権利は、その行使にあたり、土地の肥沃土および環境に損害を与えてはならない。農業用地の目的指定の変更、および農業用地の放置または指定外の利用は、これを禁止する。この規定の例外は、法律によってこれを定める。

#### 第 5 9 条

- ① 労働は、自由であり、国家および社会によって奨励される。強制労働は、禁止される。
- ② 個別的および集団的な労働契約の自由は、これを保障される。労働契約は、ロシア連邦憲法および法律の定める労働者の地位を低下させることはできない。
- ③ 労働集団は、これによって、企業、施設の事項の管理に参加する権利を有する。労働

集団の地位は、法律によってこれを定める。

- ④ 国家は、住民の完全就業のための条件の整備に協力し、職業訓練および転職用再訓練のプログラムを実行し、労働訓練手当および失業手当の支給を保障する。
- ⑤ ストライキの権利を含む個別的および集団的な労働争議の権利は、これを承認する。これらの権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

## 第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、この権利を社会的に保護することを支持する。

## 第 6 1 条

- ① 国家は、企業活動および競争の自由を保障する。
- ② 国家的独占の範囲および形態、ならびに競争の規制に関する反独占およびその他の措置は、連邦法律によってこれを定める。非誠実な競争は、これを禁止する。
- ③ 外国の法人およびロシア連邦市民ではない自然人の企業活動は、法律の定める条件と手続において、これを許される。外国の投資資本は、国有化されることはなく、法律によって保護される。

# 第 8 章 社会団体

## 第 6 2 条

- ① ロシア連邦において、政治団体、労働組合、青年団体、文化・民族団体、宗教団体およびその他の社会団体は、これを自由に設立する〔ことができる〕。法律は、社会団体およびその規約文書の登録が必要な場合、ならびに登録の要件および手続を定める。国家は、社会団体の合法的な活動への不干渉を保証する。
- ② 社会団体の内部的組織および活動は、人および市民の基本的権利および自由を制限してはならない。
- ③ 社会団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業およびそこに就業する労働者がその義務を遂行するに際し、義務的効力を有しない。
- ④ 社会団体は、法人である。社会団体は、財産を所有し、その規約に従って経済活動を行うことができる。社会団体の企業活動は、法律の定める特定のものを除き、これを禁止する。
- ⑤ 社会団体は、国際的な社会団体に団結しもしくはこれを創設し、またはこれに参加する権利を有する。

## 第 6 3 条

- ① 政党およびその他の政治的社会団体は、市民社会の政治的意志の表現を促進し、選挙に参加する。
- ② 国家権力および地方自治の代表制機関において、政党およびその他の政治団体、無党派の会派〔議員団〕を自由に組織することが許される。その他の国家機関および地方自治機関ならびに軍の部隊において、政党、その他の政治団体の単位組織を設立することは、これを禁止する。

## 第 6 4 条

- ① 労働組合は、その構成員の経済的および社会的な権利および自由の擁護、かれらの労

働条件の保護およびその条件の改善のために設立される。

② 労働組合は、企業、施設においてその活動を行う権利を有する。いかなる労働組合も、排他的に、企業、施設、部門またはひとつの活動領域のすべての労働者を団結させ、それを代表する排他的な権利を有しない。

## 第 6 5 条

① 宗教に対する態度を基準に組織される社会団体は、国家から分離され、法律のまえに平等である。

② 宗教団体は、法律の遵守を条件としてその独自の規則に基づいて活動する。

## 第 6 6 条

① 複数政党制を排し、社会団体の活動を違法に制限し、または特定の社会団体に法的根拠のない特権を付与する国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民の行為は、法律に従ってその責任を問われる。

② 武器を保有しもしくは武装した社会団体、秘密の社会団体、または人種的、民族的、社会的、宗教的な反目および憎悪をかきたて、国家権力の二重構造をつくりあげ、ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または暴力的な転覆をめざす社会団体は、これを禁止する。

③ 登録の要件または手続、その規約文書の要請に反する社会団体は、法律により責任を問われる。

# 第 9 章 養育、教育、学術および文化

## 第 6 7 条

① 養育、教育、学術、文化は自由であり、国家の援助を受ける。

② 国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および個人は、法律に従って養育、教育、学術、文化に関する企業および施設を設立することができる。

## 第 6 8 条

① 国家および地方の養育および教育体系は、世俗的である。

② ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、種々の教育・学習形態に援助を与える。

③ 国家の教育機関は、自治を保障される。

## 第 6 9 条

① 国家は、学術の社会的承認を促進し、基礎科学およびその他の先端学術研究および開発の発展のための条件を保障する。

② 法律にしたがった学術および文書情報へのアクセスは、国立および地方の図書館、アルヒーフ、その他の専門施設をとおして保障される。

## 第 7 0 条

① 国家および社会は、民族的な文化、歴史の記念物、知的および芸術的な遺産の維持、発展および保護を保障し、精神的価値の増進に協力する。

② 民族集団の文化的自治に対する権利は、これを保障される。

# 第 1 0 章 家族

## 第 7 1 条

- ① 家族、母性、父子関係、子どもは、国家と社会の保護のもとにおかれる。
- ② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

## 第 7 2 条

- ① 親は、その子どもが成人に達するまでこれを扶養し、養育する義務を負う。両親は、子どもの養育に関する権利において平等である。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮しつつ法律に従って、子どもの養育および教育の内容と形態を選ぶ権利を有する。
- ② 子どもの養育に関する労働は、法律に従って社会的保護を受ける権利を与えられる。
- ③ 子どもは、親の出身およびその身分の別にかかわらず、平等の法的保護を受ける。
- ④ 親のない子どもおよび親の後見負うしなった子どもの扶養、養育および教育を保障し、子どもに対する慈善事業を奨励する。
- ⑤ 子どもは、自己の意見を表明する権利、思想および良心の自由の権利を有する。子どもの正常な発達にとって有害な児童労働の強制は、これを禁止する。
- ⑥ 成人の労働能力のある子どもは、財産の少ない労働不能の親について配慮しなければならない。
- ⑦ ロシア連邦は、その青少年政策の枠内で、青年家族に対する援助、青年の教育および就業のための条件を保障する。

## 第 1 1 章 マスメディア

### 第 7 3 条

- ① 大量情報の自由は、これを保障される。検閲、メディアの独占および自由な大量情報の濫用は、これを許されない。
- ② マスメディアの設立者および所有者となることができるは、市民、社会団体、施設、企業、地方自治機関、国家機関である。
- ③ 社会団体は、連邦法律の定める条件と手続において、国家的、地方的および私的なラジオおよびテレビジョンを利用する権利を有する。
- ④ マスメディアの活動の強制的な停止または中止は、法律の根拠に基づき、裁判所が決定する場合に、これを許される。

## 第 4 編 連邦構造

## 第 1 2 章 ロシア連邦の構成と領土

### 第 7 4 条

- ① ロシア連邦は、以下のものによって構成される。

アディゲイア共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、アルタイ共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイク共和国、カラチャイ・チエルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー共和国、モルドヴァ共和国、サハ共和国(ヤクーティア)、北オセート共和国、タタールスタン共和国、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチェン共和国、チュヴァシ共和国

アルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーレ、スタヴロポリ、ハバロフスクの各地方(クライ)

アムール、アルハンゲリスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリヤンスク、ヴラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォログダ、ヴォロネジ、ヴァートカ、エカチェリンブルグ、イヴァノヴォ、イルクーツク、カリーニングラード、カルーガ、カムチャツカ、ケメロヴォ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リペツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニ・ノヴゴロド、ノヴゴロド、ノヴォシビルスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスクフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スマレンスク、タンボフ、トウヴェーリ、トムスク、トゥーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリヤービンスク、チタ、ヤロスラーヴリの各州

モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

ユダヤ自治州

アギンスキー・ブリヤート、コミ・ペルミャーク、コリャーク、ネネツ、タイムイル(ドルガン・ネネツ)、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート、ハントウイ・マンシー、チュコチ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツの各自治管区

② ロシア連邦憲法を承認する国家は、その申し出によりロシア連邦の構成員となることができる。

## 第 7 5 条

① ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦憲法に反せず、共和国の特殊性を考慮した独自の憲法を有する国家である。

② 地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州は、ロシア連邦を構成する国家的・領域的形成であり、ロシア連邦憲法が定める例外を除き、共和国と同じ権利を有し、義務を負う。

③ 自治管区は、共和国、地方(クライ)、州にこれを編入することができる。自治州および自治管区の特別の法的地位は、自治州、自治管区の提案によって採択される連邦法律によってこれを定める。

④ 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区およびそれらの連合の法的地位の変更は、当該地域の選挙人の3分の2の意思表示に基づいてロシア連邦最高会議がこの決定を採択した場合に、これを行う。

⑤ 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、自治的な地域的単位からなる。民族的構成の特殊性およびその他の事情に従い、連邦法律によって、これらの地域的単位に必要な地位を与えることができる。法律は、共和国、地方(クライ)、州、自治管区の提案によりロシア連邦最高会議がこれを採択する。

## 第 7 6 条

① 共共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域、ロシア連邦の内海および領海は、ロシア連邦の单一の統合した領土を構成する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。

② その領土の縮小をもたらすロシア連邦の国境の変更は、その変更によって影響を受け

る共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の住民の意思表示なしに、およびその後にロシア連邦のレフェレンダムによって表現されるロシア連邦の全人民の意思表示なしに、これ行うことはできない。

③ ロシア連邦の国境線の変更手続は、領土に関するロシア連邦の条約の締結のために定める手続に従ってこれを行う。

④ 共和国、地方(クライ)州、自治州、自治管区の間の境界は、ロシア連邦最高会議の同意のもとに、それらの間の条約に従って、これを変更することができる。

#### ＜バリアントA＞

**第13章 ロシア連邦の国家権力の連邦機関と共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の権力機関の間の管轄事項および権限の区分(連邦条約)**

#### **第1節 ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する主権共和国の権力機関の間の管轄事項および権限の区分**

##### **第77条の1**

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の採択および改正、それらの遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および領土
- 3) 人と市民の権利および自由の規制、少数民族の権利の規制および擁護、ロシア連邦の国籍、
- 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成
- 5) 連邦国家財産およびその管理
- 6) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
- 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
- 9) 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
- 11) ロシア連邦の対外経済関係
- 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
- 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位および防衛
- 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法
- 15) 連邦抵触法
- 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
- 17) ロシア連邦の国家賞および名誉称号

18) 連邦の国家的職務

② ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律に定める範囲および形態において連邦権限の行使に参加する。

③ ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関においてその代表権を保証される。

**第 7 7 条の 2**

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

1) ロシア連邦を構成する共和国の憲法および法律のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障

2) 人および市民の権利と自由、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理

3) 国有財産の区分

4) 自然利用、環境保護および生態学的な安全の保障、特別自然保護地域、歴史および文化の記念物の保護

5) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題

6) 保健に関する諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護

7) 惨事、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後遺症の一掃

8) 税および手数料の一般原則の確定

9) 行政、行政訴訟、労働、家族、土地、住宅、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法、知的所有権の法的規制

10) 裁判所構成、弁護士会、公証人役場、法保護機関の職員

11) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護

12) 地方自治（体）の組織の一般原則の確定

② 本条の第1項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法を制定し、ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、これに従って法律およびその他の法的アクトを含む独自の法的規制を行う。

③ 本条の第1項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、ロシア連邦を構成する共和国に送致され、それに相当する規定はロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

**第 7 7 条の 3**

① ロシア連邦を構成する共和国（国家）は、この条約によってロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項に移行した（とされた）権限を除き、その全領域において全権を有する。ロシア連邦を構成する共和国の領域および地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。

② ロシア連邦を構成する共和国は、ロシア連邦の憲法および法律、この条約に反しない場合、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦の他の共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。

③ 土地、地下資源、水資源、動植物界は、当該共和国の領域に住む民族の資産（財産）

である。土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、ロシア連邦の基本法およびロシア連邦を構成する共和国の法令によってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の相互の合意によってこれを定める。

④ ロシア連邦の国家権力の連邦機関によってロシア連邦を構成する共和国の領域に非常事態が導入される場合は、この共和国の国家権力機関の事前の同意を必要とする。非常事態の導入の根拠となる状況がただひとつのロシア連邦を構成する共和国のみの領域にかかる場合、この共和国における非常事態は、この共和国の国家権力機関がこれを導入することができ、ロシア連邦大統領およびロシア連邦最高会議に直ちに通知され、連邦法律に従ってこれを行使する。

#### 第 7 7 条の 4

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力との合意により、その権限の一部の行使をこれら共和国の機関に委譲することができる。

② ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

#### 第 7 7 条の 5

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦を構成する共和国において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦とロシア連邦を構成する共和国の権力機関によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### 第 7 7 条の 6

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力の管轄に含まれる問題について法的アクトを公布することはできない。ロシア連邦を構成する共和国が、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の排他的管轄に含まれる問題に関して法律、その他の法的アクトを公布した場合は、連邦法律が適用される。

② ロシア連邦の国家権力とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国憲法、相互尊敬および相互責任に基づいてこれを打ち立てる。紛争は、ロシア連邦の憲法および法律が定める手続によりかならず協議手続を利用してこれを解決する。

③ 本条の第 1 項に定める問題、この条約の第 2 条に従って共同管轄事項に含まれる問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

#### 第 7 7 条の 7

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

#### 第 7 7 条の 8

① この条約は、署名の日からこれを施行する。ロシア連邦人民代議員大会がこれを承認したのちに、この条約は、ロシア連邦憲法の構成部分（独立の編）となる。ロシア連邦の

この編の改正および増補は、この条約に署名したロシア連邦を構成する共和国の同意を得てこれを行う。

② ロシア連邦を構成するすべての共和国は、この条約に署名し、ロシア連邦憲法とその共和国の憲法に従って、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との権限の区分に関して自己の態度を決定する権利を留保する。

## 第2節 ロシア連邦の国家権力の連邦機関と、ロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の間の管轄事項および権限の区分

### 第78条の1

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の採択および改正、それらの遵守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領土およびその保全、新しい地方（クライ）、州の形成の承認、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の擁護ならびにロシア連邦の国籍、少数民族の権利の擁護
  - 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、地方（クライ）州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の代表制権力および執行権の機関の体系の組織の一般原則の制定
  - 5) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 6) 連邦国家財産およびその管理
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位、管理および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、行政訴訟、労働、家族に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
  - 17) 連邦の国家的職務
  - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② ロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機

関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲および手続において連邦権限の行使に参加する。

③ 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦の国家権力の連邦代表制機関においてその代表権を保証される。

## 第 7 8 条の 2

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) 地方（クライ）州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の憲章およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保護
- 2) 人および市民の権利と自由の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障
- 3) 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市における領域区分および地方自治の組織の一般原則の確定
- 4) 弁護士会、公証人役場
- 5) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
- 6) 行政、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
- 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
- 8) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
- 9) 検疫、惨事、自然災害、伝染病との闘争、その後遺症の一掃
- 10) ロシア連邦憲法によってロシア連邦と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の共同管轄事項とされたその他の権限

② 本条の第1項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法を制定し、ロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関は、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行い、法的アクトを採択する。

③ 本条の第1項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市に送致される。

## 第 7 8 条の 3

① この条約の第1条および第2条によりロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項にならびにロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の共同の管轄事項に含まれない国家権力のすべての権限は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関が、ロシア連邦憲法に従って独立してこれを行使する。

② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦の憲法および法律に反しない場合、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦を構成する他の地方（クライ）、州、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国際関係および対外経済関係の調整は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関が、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関と共同でこれを行う。

③ 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、

ロシア連邦の基本法ならびに地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の法的アクトによってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の相互の合意によってこれを定める。

④ 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の領域における非常事態の導入は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行い、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関に通知する。

#### 第78条の4

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦の憲法および法律に反しない場合、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関との合意により、その権限の一部の行使をこれらの機関に委譲することができる。

② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

#### 第78条の5

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関ならびに地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦と地方（クライ）、州およびロシア連邦を構成する共和国、自治州、自治管区の権力機関、施設および公務員によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### 第78条の6

① 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄に含まれる問題に関する法的アクトを採択することができず、同様にロシア連邦の国家権力の連邦機関もこの条約により地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の管轄に含まれる問題に関する法的アクトを採択することができない。

② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関がロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄にふくまれ問題に関して法的アクトを公布した場合、または地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の法的アクトが、ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の共同管轄に含まれる問題に関して制定された連邦法律に適合しない場合は、連邦法律が適用される。

③ 本条の第1項および第2項に定める問題の紛争は、ロシア連邦憲法裁判所はこれを解決する。

#### 第78条の7

ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、相互尊敬および相互責任に

基づいてこれを打ち立てる。紛争は、ロシア連邦の憲法および法律の定める手続に従ってかならず協議手続を利用してこれを解決する。

#### 第 7 8 条の 8

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

#### 第 7 8 条の 9

この条約の規定は、ロシア連邦人民代議員大会における共同の立法発議の手続によりロシア連邦憲法（基本法）の編としてこれを組入れる。

### 第 3 節 ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州 および自治管区の権力機関の間の管轄事項および権限の区分

#### 第 7 9 条の 1

- ① ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄には、以下の事項が含まれる。
  - 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督
  - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成、領土およびその保全、新しい自治州、自治管区の形成の承認、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の境界の変更の承認
  - 3) 人と市民の権利および自由の擁護、ロシア連邦の国籍、少数民族の権利の保護
  - 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系、その組織および活動の手続の制定、連邦国家機関の形成、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の代表制権力および執行権の機関の体系の組織の一般原則の制定
  - 5) ロシア連邦における国家的、経済的、社会的、文化的および民族的な発展の領域の連邦政策および連邦計画の原則の制定
  - 6) 連邦国家財産およびその管理
  - 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済機関
  - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
  - 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
  - 11) ロシア連邦の対外経済関係
  - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続、放射性物資、毒物、麻酔剤の生産およびそれらの使用手続
  - 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位、管理および防衛
  - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、行政訴訟、労働、家族に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
  - 17) 連邦の国家的職務

18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲および手続において連邦権限の行使に参加する。

③ ロシア連邦を構成する自治州、自治管区は、ロシア連邦の国家権力の連邦代表制機関においてその代表権を保証される。

## 第 7 9 条の 2

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

1) ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障

2) 人および市民の権利と自由の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障

3) ロシア連邦を構成する自治州、自治管区における領域区分および地方自治の組織の一般原則の確定

4) 弁護士会、公証人役場

5) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護

6) 行政、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法

7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題

8) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護

9) 検疫、惨事、自然災害、伝染病との闘争、その後遺症の一掃

10) ロシア連邦憲法によってロシア連邦とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の共同管轄事項とされたその他の権限

② 本条の第1項に定める問題に関して、ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、基本法、法典および法律を制定し、ロシア連邦を構成する自治州の国家権力機関は、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行い、法的アクトを採択する。ロシア連邦を構成する自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の基本法、法典、法律、自治管区を含む地方(ケイ)、自治州との条約に従って、自己の権限の範囲において独自の法的規制を行う。

③ 本条の第1項に定める共同管轄事項を対象とする法案は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区に送致される。

## 第 7 9 条の 3

① この条約の第1条および第2条により、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄事項、およびロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の共同管轄事項に含まれない国家権力のすべての権限は、それぞれの自治州、自治管区の提案によってロシア連邦最高会議が採択した自治州、個々の自治管区に関するロシア連邦の法律、ロシア連邦のその他の法的アクトによってこれを定め、自治州、自治管区の国家権力機関がロシア連邦憲法に従って独立にこれを行使する。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区は、ロシア連邦の憲法および法律に従って、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦を構成する地方(ケイ)、州、および共和国、自

治州、自治管区との協定の独立の参加者である。ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国際関係および対外経済関係の調整は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行う。

③ 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題は、ロシア連邦の基本法、法典、法律およびロシア連邦を構成する自治州、自治管区の法的アクトによってこれを規制する。連邦の天然資源の地位は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の相互の合意によって、当該地域の経済活動および天然資源の利用の歴史的に形成された伝統的形態の保護および援助の必要性を考慮して、これを定める。

④ ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の領域における非常事態の導入は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関がこれを行い、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の権力機関に通知する。

#### **第 7 9 条の 4**

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関との合意により、その権限の一部の行使をこれらの機関に委譲することができる。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関との合意により、その権限の一部の行使をこの連邦機関に委譲することができる。

#### **第 7 9 条の 5**

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関およびロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦を構成する自治州、自治管区において、ロシア連邦の法令に定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦とロシア連邦を構成する地方（クライ）、州、およびロシア連邦を構成する共和国、自治州、自治管区の権力機関、施設および公務員によって、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲において公布された法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

#### **第 7 9 条の 6**

① ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを採択することができず、同様にロシア連邦の国家権力の連邦機関も、この条約によりロシア連邦を構成する自治州、自治管区の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを採択することはできない。

② ロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関が、ロシア連邦の国家権力の連邦機関の管轄に含まれる問題に関して法的アクトを公布した場合、また同様に自治州、自治管区の法的アクトがロシア連邦の国家権力の連邦機関と自治州、自治管区の国家権力機関の共同管轄に含まれる問題に関して公布された連邦法律に適合しない場合は、連邦法律が適用される。

③ 本条の第 1 項および第 2 項に定める問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

#### **第 7 9 条の 7**

① ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法および連邦法律に基づいてこれを打ち立てる。

② この条約の第 6 条第 1 および 2 項に定める問題に関する紛争は、ロシア連邦の憲法および法律に従って協議手続によりこれを解決する。

#### 第 7 9 条の 8

この条約に定める管轄事項および権限の区分は、一方の単独の手続によってこれを変更することはできない。

#### 第 7 9 条の 9

この条約の規定は、ロシア連邦人民代議員大会における共同の立法発議の手続によりロシア連邦憲法（基本法）の編としてこれを組入れる。

（バリアント A を採択する場合は、以下の条文の番号は順次変更する。）

#### ＜バリアント B ＞

管轄事項および権限の区分に関する 3 つの条約の内容を以下のような集約した形で編集する（第 7 7 条ないし第 8 2 条）。

連邦条約のその他の規定は、第 1 編第 1 2 章、第 2 1 章に定める。

### 第 1 3 章 ロシア連邦、共和国、地方（クライ）、州、 自治州、自治管区の管轄事項と権限

#### 第 7 7 条

① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法ならびに連邦法律の採択および改正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造、構成および領土ならびにその保全、新しい地方（クライ）、州、自治州、自治管区の形成の承認、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の境界の変更の承認
- 3) 人と市民の権利および自由の規制、ロシア連邦の国籍、少数民族の権利の規制および擁護
- 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の国家権力機関の体系の組織に関する一般原則の確定
- 5) 連邦国有財産およびその管理
- 6) ロシア連邦の国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦政策および連邦プログラムの原則の制定
- 7) 統一市場の法的基礎の制定、財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済業務
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
- 9) 連邦エネルギー一体系、原子力発電、放射線物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
- 11) ロシア連邦の対外経済関係
- 12) 安全保障および防衛、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、核燃料物資、毒物、麻酔剤の生産およびその使用手続
- 13) ロシア連邦の国境、内海および領海、領空、排他的經濟水域および大陸棚の地位およ

び防衛

- 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および経済訴訟に関する立法、知的所有権の法的規制
  - 15) 連邦抵触法
  - 16) 気象および地質観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式統計および簿記
  - 17) 連邦の国家的業務
  - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、連邦法律に従い、連邦の国家権力機関においてその代表権を保障される。

## 第 78 条

- ① ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 共和国憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章およびその他の規範的な法的アクト、自治州、自治管区の規範的な法的アクト〔基本条令〕のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
  - 2) 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の保護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、ロシア連邦の国境および国境区域の管理
  - 3) 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の確定
  - 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の諸問題。当該地域において歴史的に形成された伝統的な天然資源の管理および利用の形態を保護し援助する必要性を考慮した連邦の天然資源の地位に関する相互協定の決定
  - 5) 国有財産の区分
  - 6) 自然利用、環境保護および生態学上の安全保障、特別自然保護地域、歴史、文化および自然の記念物の保護
  - 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
  - 8) 保健に関する諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
  - 9) 慢性病、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後遺症の一掃
  - 10) ロシア連邦の課税〔税および手数料〕の一般原則の確定
  - 11) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
  - 12) 司法機関および法保護機関のスタッフ、弁護士会、公証人役場
  - 13) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
  - 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
  - 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際的および対外経済関係の調整、ロシ

## ア連邦の条約の履行

- ② 本条の第1項にいう管轄事項に関し、ロシア連邦は立法の原則〔基本法〕を制定する。この原則に従って、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、その権限の範囲内で、法律およびその他の法令の採択を含む独自の法的規制を行う。
- ③ 本条の第1項にいう共同管轄事項に関する連邦法律の草案は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に送付される。それらによる提案は、ロシア連邦最高会議において審議される。

## 第79条

共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、国際関係、対外経済関係および他の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区との協定の独立の参加者である。ただし、これがロシア連邦憲法および連邦法律に違反する場合はこの限りではない。

## 第80条

- ① 連邦の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を委譲することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関は、連邦の国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を委譲することができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、相互にその管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない協定を締結することができる。

## 第81条

- ① 連邦の国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区において、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法令を執行する。
- ② ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関、施設および公務員がこれらの機関、施設および公務員の権限の範囲内で交付した法的文書は、ロシア連邦の全土において承認される。

## 第82条

- ① 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の管轄に含まれる事項に関する法令を制定することはできず、連邦の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄に含まれる事項に関する法令を制定することはできない。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関によってロシア連邦の管轄に含まれる事項に関する法令が公布され場合は、連邦法律が適用される。
- ③ 連邦の国家権力機関が共同管轄事項に関する立法の原則を採択するまでの間、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、これらの事項に関して独立して独自の法的規制を行う権利を有する。その後に共同管轄事項に関する立法の原則が採択された場合は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のアクトは、立法の原則に従って執行される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のアクトが立法の原則に抵触する場合は、立法の原則が適用される。
- ④ 連邦の国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の関係は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する

連邦法律に従い、互恵および相互責任に基づいて打ち立てられる。

⑤ 連邦の国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の紛争は、かならず協議手続によってこれを解決する。本条の第1項ないし第3項にいう諸問題に関する紛争は、ロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

## 第14章 言語

### 第83条

① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の保護および発展のための平等の機会を整備し、保障する。

② ロシア連邦の全土における国語は、ロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関および施設において使用される。

③ 共和国は、その国語を定める権利を有する。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともに使用される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、そのアクトによってその地域に居住する民族のその他の言語の法的地位を定めることができる。

④ 連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ 民族集団の集団的居住地では、公的な関係においてロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、その民族集団の言語を使用することができる。これらの言語の使用手続は、法律によって定める。

## 第5編 国家権力の体系。地方自治の原則

### 第15章 連邦の立法権

#### 第84条

① ロシア連邦の唯一の代表制および立法の機関は、ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会である。

② ロシア連邦最高会議は、常時活動する機関であり、4年の任期で選挙される。ロシア連邦最高会議の選挙は、その構成員の任期が満了する年の3月の第2日曜日に行われる。ロシア連邦の代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

③ ロシア連邦最高会議は、その選挙の日から30日目に召集される。緊急の場合には、ロシア連邦大統領は、それ以前に新しい会期のロシア連邦最高会議召集することができる。新しい期のロシア連邦最高会議が活動を開始したときに、前の期のロシア連邦最高会議の権限は消滅する。

#### 第85条

① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からなる。両院は、同時に選挙される。

② 国家会議は、単一の代表基準に基づいて組織される地域原則による一人区または複数定数区の選挙区ごとに選挙される450人のロシア連邦代議員、すなわち国家会議議員によって構成される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区においては、かならず1人

以上のロシア連邦代議員を国家会議に選挙することができる。

③ 連邦会議は、共和国、地方(クライ)、州、自治州ごとに2人ずつ、自治管区ごとに1人ずつの基準で選挙されるロシア連邦代議員、すなわち連邦会議議員によって構成される。

＜バリアント：連邦会議は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区において選挙されるロシア連邦代議員の議席が連邦会議の50%を保障する連邦法律の定める代表基準に従って選挙される200人以下の連邦代議員、すなわち連邦会議議員によって構成される。

④ ロシア連邦最高会議は、その各院において代議員定数の4分の3以上が選挙された場合に、権限あるものとされる。

## 第86条

① ロシア連邦最高会議は、

- 1) ロシア連邦憲法の改正を行い、連邦法律を採択し、
- 2) ロシア連邦憲法が定める範囲と形態において、監督権限を行使し、
- 3) ロシア連邦の内外政策の基本方向に関する決定を採択し、
- 4) ロシア連邦のレフェレンдумを公示し、
- 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界の変更を承認し、
- 6) 現存しもしくは新しく形成された共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲法的・法的地位の変更を承認し、自治州、自治管区に関する連邦法律を採択し、
- 7) 新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のロシア連邦への加入を承認し、
- 8) 連邦法律の定める場合にその手続により、ロシア連邦憲法第80条に従って締結される協定を承認し、
- 9) 連邦予算を承認し、その修正を行い、その執行を監督し、連邦税および税的性格を有するその他の連邦手数料を定め、通貨および信用の規制に関する基本方向を承認し、連邦地域発展フォンドを設立し、連邦債券、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
- 10) ロシア連邦憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
- 11) ロシア連邦大統領の提案により代議員の投票の多数で、ロシア連邦大統領に対して、ロシア連邦政府の首相、副首相、および経済、財政、内務、外務、国防、保安の一般的指導を管轄する閣僚の任命に同意をあたえ、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、解任し、
- 12) ロシア連邦人権問題議会全権ならびにロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、解任し、
- 13) ロシア連邦憲法第97条に定める根拠および手続により、ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院議長および副議長、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を解任し、
- 14) ロシア連邦憲法第86条に従って、ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 15) ロシア連邦の国家賞を定め、名誉称号および特別称号の設定および授与の手続を定め、
- 16) 大赦令を布告し、

17) 非常事態を宣言し、延長し、解除し、総動員または一部動員を宣言し、戦争と平和の問題を決定し、

18) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

② ロシア連邦の法典およびロシア連邦の立法の原則を含むロシア連邦の法律、ロシア連邦最高会議の決定、声明、宣言およびアピールは、ロシア連邦最高会議のアクトである。

③ ロシア連邦最高会議のアクトは、ロシア連邦最高会議の各院においてロシア連邦代議員の投票の多数によって採択される。ただし、ロシア連邦憲法に別段の定めがある場合はこの限りではない。

## 第 8 7 条

① ロシア連邦最高会議は、次の諸問題に関するロシア連邦の条約を批准し、破棄する。

1) 政治、領土、一般経済、財政、軍事に関する問題、ならびにロシア連邦の諸民族の歴

史的および文化的遺産の問題

2) 人と市民の権利、自由および義務にかかわる問題

3) 国家同盟およびその他の連合、集団安全保障体制への参加に関する問題

4) その履行が現行の連邦法律の改正または新しい連邦法律の制定を要求する問題

5) 連邦法律または条約自体がその批准または破棄について直接に定めるその他の条約

② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に抵触する規定を含む場合は、その批准は、ロシア連邦憲法の必要な改正の後にのみこれを行うことができる。

③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項またはその領土に関するロシア連邦の条約の締結および破棄は、これらの同意をえてこれを行う。

④ ロシア連邦の条約の批准および破棄は、連邦法律によってこれを行う。本条の第1項第3号にいうロシア連邦の領土条約および条約は、ロシア連邦最高会議の各院におけるロシア連邦代議員の投票の3分の2によって採択される。

⑤ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および解消に関して即時に情報を提供されなければならない。

## 第 8 8 条

① ロシア連邦最高会議は、

1) ロシア連邦憲法の定める他の院と合同の活動、とくに協議手続を含む議事規則を採択し、

2) 両院の常任委員会および特別委員会を組織し、

3) 両院の議長および副議長を選挙し、罷免する。

② 両院は、特定の場合に両院合同委員会を設置することができる。

③ 両院、その委員会、両院合同委員会は、ロシア連邦最高会議の連邦法律およびその他のアクトの草案を審議し、これらのアクトの執行を点検し、聴聞および調査を行う。公務員および市民がこれらの活動に参加する手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ 両院は、それぞれに会議を行う。ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告を聞くために、両院の合同会議が召集される。この会議は、両院の議長が交代でその議長を務める。

## 第 8 9 条

- ① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦代議員、最高会議の両院の常任委員会および合同委員会、連邦会議、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦議会人権問題全権、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の立法議会および100万人以上の選挙人グループに属する。この権利は、法案および立法提案の提出によって行使される。
- ② ロシア連邦大統領が提出した法案および立法提案は、その要請によりロシア連邦最高会議において優先的に審議される。
- ③ 法案および立法提案は国家会議に提出される。国家会議によって承認された法案は、連邦会議に送付される。法案は、連邦会議によって承認された後に、連邦法律となる。連邦法律として採択されなかった法案は、6カ月間はこれを再び上程することはできない。
- ④ 法案について両院の間に不一致がある場合、両院は、各院同数からなる協議委員会を設置する。法案に関するこの協議委員会の決定は、国家会議において審議される。国家会議によって改めて承認された法案は、連邦会議に送致される。この法案が連邦会議で承認されない場合、国家会議は、1カ月の間にその連邦代議員の投票の3分の2によってこれを連邦法律として採択することができる。
- ⑤ 連邦法律は、ロシア連邦最高会議によって採択された後7日以内にロシア連邦大統領に送付され、大統領はその受理の日から14日以内にこれに署名しなければならない。ロシア連邦大統領は、この期間の間に署名をしないでこの連邦法律をロシア連邦最高会議に対して自分の意見を付して差し戻すことができる。各院のロシア連邦代議員の投票の3分の2または国家会議におけるロシア連邦代議員の投票の4分の3によって再び採択された場合、ロシア連邦大統領はそれが再度採択された日から7日以内にこれに署名しなければならない。
- ⑥ 連邦法律は、署名の日から7日以内にロシア連邦最高会議によって公式に公布されなければならない。連邦法律の施行の手続および期間は、その法律にこれを定める。期間について定めがない場合は、法律は公式の公布の日から7日経過した後に施行される。

## 第 9 0 条

- ① ロシア連邦の管轄またはロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄に含まれる問題は、ロシア連邦のレフェレンダムに付すことができる。ロシア連邦のレフェレンダムによって、法律を制定し、人と市民の権利および自由の制限、ロシア連邦の国家権力機関、公務員の権限の消滅、予算、租税、大赦、特赦、非常事態または戒厳令に関する問題を解決することはできない。
- ② ロシア連邦の管轄の問題がロシア連邦のレフェレンダムに付された場合の決定は、選挙人の多数がレフェレンダムに参加し、投票参加者の多数が賛成投票した場合に採択されたものとみなされる。ロシア連邦憲法が直接に定める問題がロシア連邦のレフェレンダムに付された場合の決定、またはロシア連邦憲法においてこれを定めることを要請するような問題がロシア連邦のレフェレンダムに付された場合の決定は、選挙人の多数が賛成投票した場合に採択されたものとみなされる。この場合、ロシア連邦のレフェレンダムによってロシア連邦憲法第76条第2項に定める当該の決定を採択するためには、該当する共和

国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の選挙人の多数が賛成投票することが必要である。

③ ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄に含まれる問題がロシア連邦のレフェレンダムに付された場合の決定は、ロシア連邦において選挙人の多数が参加し、ロシア連邦全体で、かつ同時に共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のうちその多数において、投票参加者の多数が賛成投票した場合に採択されたものとみなされる。

④ ロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択された決定は、ロシア連邦最高会議によってこれをかならず連邦法律として制定しなければならない。

⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、次の者の提案によりロシア連邦最高会議がこれを公示する。

- 1) ロシア連邦代議員総数の3分の1以上
- 2) ロシア連邦代議員総数の3分の1以上に支持されたロシア連邦大統領
- 3) 100万人以上の選挙人

## 第91条

① ロシア連邦代議員は、ロシア連邦憲法第29条第2項および第3項に従って選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選挙する。ロシア連邦代議員は、ロシア連邦最高会議の2つの院の代議員となり、または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表制機関もしくは地方自治機関の代議員となることはできない。

② ロシア連邦代議員は、その選挙人の利益を考慮しつつ、ロシア連邦のすべての人民の利益に従う。

③ ロシア連邦代議員は、連邦法律に従い歳費およびその実費補償負うけとり、それ以外にはいかなる定期的な給与および補償もうけとる権利を有しない。代議員は、国家的もしくはその他の職務につき、企業活動を行い、または企業、施設および政党以外の社会団体の機関の構成員となることはできない。

④ ロシア連邦代議員は、代議員の不逮捕特権を有する。代議員は、現行犯の重大な犯罪を犯した場合を除き、ロシア連邦最高会議の当該の院の同意なしに身体検査、捜索を受け、逮捕または勾留され、裁判手続により課せられる行政罰の処分負うけることはなく、刑事责任を問われない。ロシア連邦代議員の不逮捕特権は、その信書、文書、代議員の利用する通信手段、交通手段、執務室および住居に及ぶ。

⑤ ロシア連邦代議員の不逮捕特権の剥奪に関する提案は、ロシア連邦最高会議の当該の院に対してロシア連邦検事総長がこれを通告する。

⑥ ロシア連邦代議員は、その代議員活動にともなうその意見の表明および投票に対して、その責任を追及されることはない。

⑦ 国家機関、施設および公務員は、ロシア連邦代議員の権限の行使に協力しなければならない。

## 第16章 ロシア連邦大統領。連邦執行権

### 第92条

① ロシア連邦大統領は、国家元首であり、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、

内外関係においてロシア連邦を代表する。

② ロシア連邦大統領には、外国国籍をもたず、ロシア連邦憲法第29条第2項にいう被選挙権を制限されていない35歳以上65歳以下のロシア連邦の市民が選挙される。

③ ロシア連邦大統領は、他の任意の職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることができない。

④ ロシア連邦大統領は、5年の任期で、ロシア連邦市民が直接選挙によって選挙する。ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領の候補者に関する投票は、一体のものである。何人も2期を越えてロシア連邦大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ 大統領は、その就任に際し、次のような宣誓式を行う。「私（誰それ）は、ロシア連邦大統領に就任するにあたり、ロシアとその多民族からなる人民に忠実に奉仕し、人と市民の権利および自由を尊重し、保護し、ロシア連邦の主権と憲法を擁護することを宣誓します」。宣誓式は、ロシア連邦大統領の選挙から30日以内に召集されるロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議において行われる。合同会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

### 第93条

① ロシア連邦大統領は、

1) 連邦法律に署名し、

2) ロシア連邦最高会議の同意をえて、ロシア連邦政府の首相、副首相および経済、財政、内務、外務、国防、保安の一般的指導に関する管轄を行う閣僚を任命し、ならびにロシア連邦政府のその他の閣僚を任命し、

3) ロシア連邦政府の活動を指導し、その会議において議長を務め、その他の連邦の執行機関の一般的指導を行い、

4) ロシア連邦安全保障会議の議長を務め、ロシア連邦大統領のもとにその他の諮問機関および補助機関を設置し、編成し、

5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官、ならびにロシア連邦中央銀行総裁およびロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、

6) ロシア連邦副大統領の辞表を受理し、

7) ロシア連邦政府、ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚、ならびに自分が任命し

たその他の公務員の辞表を受理し、またはこれらの者を解任し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の解任の提案を行い、

8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算案および決算報告を提案し、

9) ロシア連邦の人民および最高会議に対し教書を提出し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦の内外政策の実行、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、

10) ロシア連邦の安全保障を指導し、

11) ロシア連邦軍最高司令官となり、ロシア連邦の軍事政策の遂行を指導し、ロシア連邦

軍の上級の司令職を任命し、解任し、軍の上級の階級を授け、

- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、それに調印し、ロシア連邦最高会議の両院の該当する委員会および合同委員会の意見を考慮して外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命したまはこれを召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し、緊急措置を講じ、ロシア連邦への不意の武力攻撃があつた場合または侵略に対する集団的防衛に関する条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に戒厳令を宣言し、
- 14) 連邦法律に従つて、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) ロシア連邦国家賞を授与し、連邦法律に従つて名誉称号および特別称号を授与し、
- 16) 特赦の権利を行使し、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律に定めるその他の権限を遂行する。

② ロシア連邦大統領は、下位法令の性格を有し、ロシア連邦の全土において義務的な大統領令および命令を公布する。

#### 第 9 4 条

① ロシア連邦大統領の権限は、次の場合に消滅する。

- 1) 任期満了の場合
- 2) 辞任した場合
- 3) 健康状態によりその権限の行使に耐えない場合
- 4) 罷免された場合
- 5) 死亡した場合

② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了にともなつて新たに選挙されたロシア連邦大統領の宣誓が行われたときに消滅する。

③ ロシア連邦大統領は、辞任する権利を有し、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対してこれを申し出る。ロシア連邦大統領の権限は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務めるロシア連邦の最高会議の両院と憲法裁判所の合同会議によってその辞任が承認されたときにその権限を失う。

④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、ロシア連邦最高会議の任命する国家医事委員会の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の判断によつてこれを確認する。

⑤ 本条の第 1 項第 2 号ないし第 5 号の定める根拠により、ロシア連邦大統領の権限が消滅し、かつ残りの任期が 1 年以上ある場合は、3 カ月以内にロシア連邦大統領の臨時の選挙が行われる。

#### 第 9 5 条

① ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法の故意による重大な違反を行つた場合は、これを罷免することができる。

② ロシア連邦大統領の罷免の手続は、ロシア連邦憲法第 85 条第 2 項に定める国家会議のロシア連邦代議員総数の 3 分の 1 以上の提案により、その院の代議員の投票の多数を有する国家会議がこれを提起する。ロシア連邦憲法裁判所が罷免の事由があると判断した場

合、連邦会議は、ロシア連邦憲法第85条第3項に定めるその代議員総数の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免問題を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈明を行う権利を有する。

## 第96条

- ① ロシア連邦大統領とともに4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれる。ロシア連邦副大統領候補は、ロシア連邦憲法第93条第2項の要件を満たさなければならず、ロシア連邦大統領候補によって推薦される。
- ② ロシア連邦副大統領には、ロシア連邦憲法第93条第3、4、6項および第96条第1、4項の規定が適用される。
- ③ ロシア連邦副大統領は、
  - 1) ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使し、
  - 2) ロシア連邦大統領が健康状態によりその権限の行使に耐えないとき、その権限行使に

復帰するまでの間、またはロシア連邦憲法第96条第1項第2号ないし第5号に定める事由により大統領の権限が消滅したとき、ロシア連邦大統領の選挙までの間、ロシア連邦大統領の義務を遂行する。

- ④ ロシア連邦憲法第96条第1項第2号ないし第5号に定める事由によりロシア連邦副大統領の権限が消滅したばあい、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、大統領選挙までの残された期間の間の新しいロシア連邦副大統領を任命する。
- ⑤ ロシア連邦憲法第96条第1項第2号ないし第5号にいう事由によりその権限が消滅した結果、ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領が同時にロシア連邦の最高公務員の権限を行使することができない場合は、大統領選挙までの間のその権限の臨時の代行は、ロシア連邦の連邦会議議長、国家会議議長および首相が交代でこれを務める。

## 第97条

- ① ロシア連邦における執行権は、ロシア連邦政府がこれを指揮する。ロシア連邦政府は、ロシア連邦の内外政策を遂行する。ロシア連邦政府の機構および権限は、ロシア連邦首相の提案に基づき連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦政府の首相は、ロシア連邦政府の日常の活動を組織し、その閣僚の活動を調整する。
- ③ ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、他の任意の職務に従事し、代議員となり、または企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることはできない。
- ④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行に際して、決定を採択し、命令を公布する。ロシア連邦政府の決定および命令は、ロシア連邦大統領がこれを変更または取り消すことができる。

## 第98条

- ① ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対し年次報告を行う。
- ② ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、連邦法律に定める手続により、ロシア連邦代議員の質問および照会に回答する。

- ③ ロシア連邦政府、ロシア連邦政府の首相、副首相および個々の閣僚は、辞職する権利を有する。辞職の申し出は、ロシア連邦大統領がこれを受理する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦政府の首相、副首相およびその閣僚、ロシア連邦大統領によって任命されたその他の連邦執行機関の長の辞職の問題を提起することができる。ロシア連邦大統領が当該の公務員を辞職させない場合、大統領は、ロシア連邦最高会議に対して自己の決定の理由を説明しなければならない。各院におけるロシア連邦代議員の投票の3分の2がロシア連邦大統領の説明を不十分だと確認した場合、ロシア連邦大統領はこの公務員を辞職させなければならない。
- ⑤ ロシア連邦政府の首相の辞職は、ロシア連邦政府の総辞職をともなわない。

## 第17章 裁判権

### 第99条

- ① 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所に属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判によって行使される。
- ② 特別裁判所の設置は、これを禁止する。

### 第100条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する最高の司法機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格において任命される15人の裁判官で構成する。ロシア連邦憲法裁判所の権限およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項の合憲性に関する事件を解決する。
  - 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
  - 2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、その他の連邦執行機関のアクト
  - 3) 共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律、ならびにそれらの立法および執行機関のその他の法令
  - 4) ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の条約
  - 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の条約
  - 6) ロシア連邦の条約
  - 7) 政党およびその他の社会団体
  - 8) 法適用実務
- ③ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦の国家権力機関の間、連邦の国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間、異なった共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の権限に関する紛争を、協議手続が終了した後に、これを解決する。
- ④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断する。
  - 1) 国家医事委員会の提案に従い、連邦の公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えうるか否かについて
  - 2) 連邦の公務員または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の公務員の解任の事由の存在の有無について

- 3) 調印したロシア連邦の条約で、批准または承認されていない条約の合憲性について
- 4) 連邦法律と国際法の一般に承認された原則および規範、批准されたロシア連邦の条約の規則との矛盾について
- 5) ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦憲法の一般的拘束力を有する解釈を与える。
- 6) ロシア連邦憲法裁判所は、次のような場合にその判断を求められる。
  - 1) 国家機関のアクトおよびロシア連邦の条約の合憲性の審査について、ロシア連邦最高会議の院、ロシア連邦代議員、ロシア連邦大統領、ロシア連邦議会人権問題全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員または上級裁判所が申立てた場合
  - 2) 政党および社会団体の合憲性について、ロシア連邦最高会議の院、ロシア連邦大統領、ロシア連邦議会人権問題全権、ロシア連邦政府、ロシア連邦検事総長が申立てた場合。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の立法機関、最高の公務員は、当該の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の枠内において組織された政党およびその他の社会団体の合憲性について審理を申立てることができる。
  - 3) 法適用実務の違憲性について、権利を擁護する他の手段を失った任意の自然人または法人、ロシア連邦議会人権問題全権、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の上級裁判所が不服申立ておよび異議申立てを行った場合
  - 4) 国家機関の間の権限に関する紛争について、任意の紛争当事者が提起した場合
  - 5) ロシア連邦最高会議の院、ロシア連邦大統領が判断を求めた場合。ロシア連邦憲法裁判所は、職権によりその発議に基づいて公務員の解任事由の存在の有無について判断することができる。
- 7) ロシア連邦憲法裁判所の決定は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴および異議申立てはできない。その決定は、ロシア連邦の全土において拘束力を有する。
- 8) 本条第2項第1号ないし第5号に従って違憲であると認定されたアクトおよびその規定は、効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であると認定された場合は、国際法、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるところに従う。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体は、解散され、その活動は連邦法律に従って中止される。違憲であると判断された法適用実務は中止され、国家機関および公務員の該当する決定は、法律の定める手続により再検討されなければならない。
- 9) ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦最高会議に対し毎年教書を提出する。憲法裁判所は、国家機関および公務員に対して具体的な問題について提案を行うことができる。

## 第101条

- ① ロシア連邦最高裁判所は、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の分野における最高の司法機関である。
- ② ロシア連邦最高裁判所は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の上級裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によって定める。

## 第 1 0 2 条

① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する最高の司法機関であり、経済事件に関する裁判活動に対する監督を行う。

② ロシア連邦最高経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によって定める。

## 第 1 0 3 条

裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所のそれぞれの同意なしにこれを削減することはできない。

## 第 1 0 4 条

① 裁判官は、治安判事を除き、終身である。裁判官は、70歳になったときに退職する。

② 裁判官には、高等法学教育を修了し、ロシア連邦の最高の司法機関の裁判官の場合は15年以上、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の上級裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民が任命される。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。

③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官の権限は、次の場合に消滅する。

1) 定年に達した場合

2) 本人が退職を願い出た場合

3) 健康状態により職務上の権限の行使に耐えない場合。この場合は診断書の提出および当該裁判所の同意が必要である。

4) 本人に対する有罪判決がなされ、それが確定した場合

5) ロシア連邦憲法第96条の定める事由および手続によって罷免された場合

④ その他の裁判所の裁判官の権限は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続によって消滅する。

⑤ 裁判官は、代議員となり、他の任意の職務に従事し、または企業活動を行い、社会団体に加入することはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創造活動に従事することができる。

## 第 1 0 5 条

① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法に従う。

② 裁判官は不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室および住居、その利用する交通手段にまでおよぶ。

③ 最高の司法機関の裁判官は、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所のそれぞれの同意なしに逮捕され、勾留され、行政罰負うけ、刑事責任を問われることはない。最高の司法機関の裁判官にかかる刑事事件は、当該裁判所の同意をえて、ロシア連邦検事総長だけがこれに着手することができる。

④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適

用すべき法律がロシア連邦憲法に違反すると認める場合は、事件の審理を保留し、この法律の違憲性の判断についてロシア連邦憲法裁判所に提訴する。地方裁判所は、この提訴を共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の上級裁判所をとおしてこれを行う。

#### **第 1 0 6 条**

- ① 何人も、当該事件の裁判に権限を有する裁判所において、権限のある裁判官による裁判を受ける権利を奪われない。
- ② 犯罪の実行にかかる被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員の参加する裁判によってその事件の審理を受ける権利を有する。

#### **第 1 0 7 条**

- ① 事件の審理は、すべての裁判所において公開である。非公開の法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合に許される。
- ② 刑事事件の第一審の裁判所における当事者の欠席裁判は、これを禁止する。
- ③ 裁判は、連邦法律の定める場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

#### **第 1 0 8 条**

- ① ロシア連邦における犯罪事件の起訴前の取調べは、連邦取調委員会およびその機関が行う。
- ② 檢察機関は、国家の名において公訴を行い、裁判においてこれを維持する。
- ③ 檢察機関は、犯罪捜査の適法性に対する監督を行う。
- ④ 連邦の取調委員会および検察機関の組織および活動手続は、連邦法律によって定める。

### **第 1 8 章 共和国、地方(クライ)州、自治州、自治管区における権力の組織原則**

#### **第 1 0 9 条**

- ① 共和国の一の代表制および立法機関は、单一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選挙される立法議会である。
- ② 共和国の一の公務員は、ロシア連邦の執行権の体系に含まれる共和国の執行権の長である。共和国の執行権は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、連邦法律、共和国の法律、その権限の問題について公布されるロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のアクトに基づき、これを執行する。
- ③ 共和国の一の裁判制度は、共和国の高等裁判所および地方裁判所からなり、ロシア連邦の裁判体系に含まれる。
- ④ 共和国の一の立法議会、最高の公務員、裁判所の名称は、共和国が独立して決定する。
- ⑤ 共和国の一の国家権力機関は、地方自治機関の権限に含まれる事項をのぞいて、共和国の権限を行使する。

#### **第 1 1 0 条**

- ① 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の唯一の代表制および立法機関は、单一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選挙される立法議会である。
- ② 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の執行機関は、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の行政庁であり、行政長官(知事)は、住民によって選挙される。行政庁は、ロシア連邦の執行権の体系にふくまれ、ロシア連邦憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に

に関する連邦法律、その他の連邦法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクト、その権限の問題について公布されたロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のアクトに基づき、これを執行する。

③ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における裁判制度は、地方(クライ)、州、自治管区裁判所および地方裁判所からなり、ロシア連邦の裁判体系に含まれる。

④ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、法律に定める地方自治機関の権限に干渉しない限りで、その権限を行使する。

### 第 1 1 1 条

共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区における連邦の国家権力機関の代表は、その権限の範囲内で活動し、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の活動に干渉する権利を有しない。

## 第 1 9 章 地方自治の原則

### 第 1 1 2 条

① 地方自治はこれを保障される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、地方自治のための諸条件を保障される。

② 地方自治は、その組織する地方の代表制機関(ソビエト、ゼムストボ)、地方行政庁、その他の地方機関、地方的レフェレンダム、市民の集会および会議、ならびにその他の直接民主主義の諸形態をとおして、地域的な共同体がこれを実現する。

③ 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区を区分した領域的単位の枠内において実現される。

④ 地方行政庁の公務員は、地方の代表制機関の代議員となることはできない。

⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲において、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および規範的な法的アクト、自治州、自治管区の規範的な法的アクト、ならびに地方自治に関する規程の枠内で、連邦の国家権力機関、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関から独立して活動する。

⑥ 地方自治の合法的な活動に対する干渉は、これを禁止する。

### 第 1 1 3 条

① 自治的な地域的共同体の権限には次の事項が含まれる。

1) 地方予算、地方税および手数料

2) 地方的財産

3) 法律によりその管轄に含まれる経済的、社会的、文化的、自然保護上およびその他  
の

地方的意義を有する諸問題

② 地方の代表制機関は、地方予算を採択する。

③ 地方行政庁は、その活動について地方の代表制機関または市民の集会に報告する義務を負う。地方的財産の占有、使用および処分に関する地方行政庁の権限は、法律に従って地方の代表制機関がこれを定める。

④ 自治的な地域的共同体は、その管轄する問題について、その相互間で、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民との間で契約を結ぶこと

ができる。

⑤ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章および規範的な法的アクトに違反することはできない。

#### 第 1 1 4 条

- ① 居住区域において、自治的な住民団体〔連合〕を組織することができる。この団体は、法人の権利を有することができる。
- ② 地方自治機関は、自治的な住民団体にその権限の一部を委譲することができる。

### 第 2 0 章 財政および予算

#### 第 1 1 5 条

- ① ロシア連邦の予算体系は、連邦予算、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の予算、および地方予算から構成される。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、予算上の自治権を有する。すべての段階の予算は、毎年次これを編成する。
- ③ 各段階の代表制機関によって承認される予算は、すべての歳入見積および歳出予算を含まなければならない。予算は、代表制機関の定める手続に従って指定された目的にのみこれを配分することができる。
- ④ 統一的な予算報告制度は、連邦法律によって定める。すべての予算上の収入および支出を含む予算執行に関する逐条の報告は、会計年度終了後 6 カ月以内にこれを公表されなければならない。
- ⑤ 会計年度は、歴年の 1 月 1 日にはじまり、12 月 31 日に終わる。

#### 第 1 1 6 条

- ① 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議がこれを採択する。大統領は、ロシア連邦最高会議に対し前年の会計年度が終了する 4 カ月前までに予算に関する法案を提出する。
- ② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の結論負うけた後に、連邦予算の逐条ごとの審議を行い、これを採択する。
- ③ ロシア連邦最高会議は、予算の〔個別の〕項目を採択し、修正しましたは否決することができ、ロシア連邦大統領の同意なしに予算支出の総枠を増額することはできない。
- ④ ロシア連邦大統領は、予算案全体を否決されない場合、予算の個々の項目の再審議を求めることができる。この場合、ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法第 90 条第 5 項に定める一般的手続により、この否決された予算項目についてこれを再び審議する。
- ⑤ 連邦予算法が翌年の会計年度が始まるまでに施行されない場合、それが施行されるまでの間の支出は、前年の会計年度の連邦予算に従って行われる。この場合、ロシア連邦最高会議は、会計予算上の支出に關しその他の臨時手続を定めることができる。
- ⑥ 連邦法律の定める連邦税および税の性格を有するその他の連邦手数料は、一般的拘束力を有し、ロシア連邦の全土においてこれを徴収する。

#### 第 1 1 7 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計年度の終了後 2 カ月以内に連

邦予算の執行について逐条ごとの報告を提出する。

② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから 2 カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の報告を考慮してこれを審議しなければならない。

### 第 1 1 8 条

ロシア連邦中央銀行は、国家権力機関から独立である。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によって定める。

### 第 1 1 9 条

① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権に対して独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によって定める。

② ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の編成、審議、採択、執行および執行に関する報告、連邦予算の配分および予算外フォンドの支出、連邦国有財産の使用を監督する。

③ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、裁判官と同様のその活動の独立を保証される。

## 第 2 1 章 安全保障および防衛

### 第 1 2 0 条

① 人、社会および国家の安全は、国家権力機関によって実現される法的、政治的、経済的、組織的な性格を有する諸措置の体系によって保障される。

② ロシア連邦の安全保障政策の原則、軍事ドクトリン、ロシア連邦軍、連邦保安機関、内務機関およびその他の国家保安機関の編成および組織は、連邦法律によって定める。

③ ロシア連邦軍、保安機関、内務機関を相互に統合することは、これを禁止する。

### 第 1 2 1 条

① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の主権および領土保全、国の国家的利益および住民を防衛する。ロシア連邦は、他の国家と防衛同盟を結び、その国家と合同軍を編成することができる。

② 連邦保安機関は、あたえられた権限の範囲内で、ロシア連邦の憲法体制、国家主権、領土保全および国防に脅威を与える行為の予防および阻止に関する活動を行う。

③ 内務機関は、人身の安全、財産の保護、社会秩序、犯罪との闘争を保障する。

### 第 1 2 2 条

ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更もしくは除去し、そのために権力機関の活動を妨害しもしくは制限し、または人および市民の憲法上の権利と自由を違法に制限することを目的としたロシア連邦軍、連邦保安機関および内務機関の利用は、特別に重大な犯罪である。

## 第 2 2 章 非常事態と戒厳令

### 第 1 2 3 条

① 特別の法的レジームである非常事態は、ロシア連邦の市民の安全の保障とロシア連邦の憲法体制の擁護のために、社会の生活力の正常な条件を回復する目的から一時的措置としてこれを導入することができる。

② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次のような事態が存在する場合である。

1) ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更または除去しようとする企て、暴力をともなう

騒乱および民族紛争、ロシア連邦の死活にかかわる重要な利益、市民の安全または国家機関の正常な活動を脅かす一定地域の封鎖

2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な救援または復旧の作業を必要

とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故

#### 第124条

① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によってこれを宣言する。

② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令によって宣言し、速やかにロシア連邦最高会議に通告され、最高会議はこの大統領令を遅滞なく審議する。ロシア連邦最高会議が大統領令の布告から72時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。

③ 非常事態は、ロシア連邦の全土においては30昼夜を越えて、ロシア連邦の個々の地域においては60昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、その都度30昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。

④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、即時にこれを住民に告知されなければならず、その公表を義務づけられる。

#### 第125条

① 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその個々の地域において、その導入の根拠となる事態が市民の安全または憲法体制の現実的で緊急かつ避けることのできない脅威となつており、その除去が非常手段をとる以外には不可能である場合にのみこれを導入することができる。

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域における非常事態は、連邦国家機関がこれらの同意をえてこれを導入することができる。

③ 非常事態導入の根拠となる事態が、ひとつの共和国の領土のみに限定される場合、その共和国における非常事態は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦大統領に対する速やかな通告をもってその共和国の国家権力機関が導入することができ、連邦法律に従つてこれを実施する。

#### 第126条

① 非常事態にある期間、連邦法律に従つて、権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。

② 非常事態にある期間、ロシア連邦憲法、選挙法および裁判所構成法の改正は禁止され、レフェレンダムおよび選挙は行われず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動は制限されまたは中止されることはない。ロシア連邦の全土において非常事態が宣言されている間に任期満了を迎えるロシア連邦最高会議の任期は、非常事態が宣言されている間新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで延長する。ただし、この延長期間は、半年

を越えることはできない。ロシア連邦憲法の第20条、第21条第4、5項、第22条第2項、第26、27、33、37条、第40条第1項、第44条ないし第46条の定める権利および自由は、これを制限することはできない。

③ 刑罰として死刑罪の適用が可能な刑事事件について、非常事態が宣言されている地方においてはこれを審理することはできない。非常事態にある期間内に実行された犯罪に対して宣告された刑罰に関する特別措置は、非常事態にある全期間およびその解除後30昼夜の間、これを執行しない。

④ 非常事態にある期間に取られた措置は、

- 1) 発生した事態の程度が要求する範囲内で実施されなければならず、
- 2) 非常事態の宣言されていない地域において、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由に対しいかなる制限または変更もこれ行うことはできず、
- 3) もっぱら人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地または宗教への態度を理由として個々の人または住民集団に対していかなる差別も行ってはならない。

## 第127条

特別の法的レジームである戒厳令は、ロシア連邦の全土またはその個々の地域において、侵略に対する集団的防衛についての条約上の義務の履行の必要がある場合もしくはロシア連邦に対する直接的な武力攻撃の脅威がある場合に、布告される。戒厳令の告の決定は、ロシア連邦最高会議が採択し、不意の武力攻撃を受けた場合、または侵略に対する集団的防衛に関する条約上の義務の履行が緊急に必要な場合は、ロシア連邦大統領がこれを宣言する。戒厳令の管理体制は、連邦法律によってこれを定める。

## 第6編 雜則

### 第23章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

#### 第128条

- ① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が紺青、下が真紅の同じ幅の3本の水平な縞のある方形の布である。旗の幅と長さの比は2対3である。
- ② ロシア連邦の国章は、金の楯の中に2つの王冠を冠し、その上に同じ形の3つ目の大きな王冠を冠している黒い双頭の鷲である。国家の鷲は金色の王笏と黄金の玉を支え、国家の鷲の胸には歴史的なモスクワの紋がある。
- ③ ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「国を愛する歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によってこれを承認する。

#### 第129条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。連邦の首都としてのモスクワ市の権利および義務は、連邦法律によってこれを定める。

### 第24章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

#### 第130条

- ① ロシア連邦憲法は、ロシア連邦の全土においてその公布の日の翌日から施行される。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア連邦=ロシア憲法（基本法）は、その後の改正および増補とともにその効力を失う。

### 第131条

- ① ロシア連邦憲法の第2編ないし第6編の諸規定の改正は、第13章および本条を除き、ロシア連邦最高会議がこれを行う。
- ② ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法の改正を提案することができるのは、次の機関である。
  - 1) ロシア連邦代議員の3分の1以上
  - 2) ロシア連邦大統領
  - 3) ロシア連邦憲法裁判所
  - 4) 共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の立法機関
- ③ ロシア連邦憲法の改正に関する法案は、ロシア連邦最高会議の合同憲法委員会の結論をえた後、ロシア連邦最高会議の各院において代議員の投票の3分の2によって採択される。ロシア連邦憲法の第13章および本条の規定の改正のためには、国家会議において3分の2、連邦会議において4分の3のロシア連邦代議員の投票が必要である。
- ④ ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がその法律を採択しない場合、提案は否決されたものとみなされ、その否決から向う1年間はこれを再び上程することができない。

## 経過規定

### 定

#### 1. ロシア連邦の法令について

##### 第1条

- ① ロシア連邦憲法に抵触する規定を含む連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこの憲法に従ってこれを採択した場合は憲法に適合させなければならない。すべてのその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にこれをロシア連邦憲法に適合させなければならない。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する法律およびその他の規範的アクトは、それらがロシア連邦憲法に適合させられるまでの間、ロシア連邦憲法に反しない部分についてのみこれを適用する。
- ③ ソ連の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の領土において、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない限りでこれを適用する。

##### 第2条

- ① 共和国は、ロシア連邦憲法に従い、その施行の日から1年以内にその憲法を制定する。
- ② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦憲法に従い、その施行の日から1年以内にその憲章を制定し、またはロシア連邦憲法に適合させ

る。

③ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から1年以内に、自治州、自治管区の提案により、該当する自治州、自治管区に関する連邦法律を採択する。

## 2. 人および市民の権利、自由および義務について

### 第3条

被疑者・被告人がその事件につき陪審員の参加する裁判で審理を受ける権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にかぎり、刑事事件の旧裁判管轄およびその旧審理手続がその効力を維持する。

### 第4条

ロシア連邦憲法の施行の日に住宅の提供を受けている人は、その時点よりも悪化しない事由および条件において、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドから住宅を提供される権利を保持する。

### 第5条

国有および地方的所有からコルホーズをのぞく非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後2年間はこれを売却することができない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から5年間効力を有する。

## 3. 連邦構造について

### 第6条

ロシア連邦憲法（基本法）に従ってロシア連邦を構成したはそれに帰属してきた共和国、地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区は、この憲法の施行の日から、この憲法に従い共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の憲法的・法的地位を得る。

## 4. 国家権力および地方自治のシステムについて

### 第7条

① ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦憲法の施行の日から、この憲法の定めるロシア連邦代議員の地位を得、新しい会期のロシア連邦最高会議の選挙までその地位を保持する。  
② ロシア連邦最高会議の構成員ではないロシア連邦代議員は、その会期に参加し、各院の議事規則に従ってロシア連邦最高会議の委員会および両院合同会議を構成し、基本的な職場を辞めないでその選挙区において代議員活動を行う権利を有する。

### 第8条

① ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員大会に改組され、新しい会期のロシア連邦最高会議の選挙までの間活動する。  
② 通常のロシア連邦代議員大会は、年に1回これを行う。臨時大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の3分の1以上、ロシア連邦大統領の提案によって、これを召集する。  
③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法第133条に従ってロシア連邦最高会議がおこなうロシア連邦憲法の改正のロシア連邦代議員の投票の3分の2による承認
  - 2) ロシア連邦最高会議の両院の形成およびそれが定める基準による部分的入れ替え
  - 3) ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦の情勢、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦計画の遂行に関する年次報告の聴取
  - 4) ロシア連邦最高会議議長の選挙
- ④ ロシア連邦代議員大会は、本条の第3項の第1、2および4号に定める問題についてその執行を義務づける決定を採択する。

## 第9条

- ① ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）に定めるロシア連邦最高会議は、この憲法の施行の日から、この憲法によるロシア連邦最高会議の地位を得る。ロシア連邦最高会議の共和国院は国家会議に、ロシア連邦最高会議民族院は連邦会議に、それぞれこれを改組する。
- ② ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日にロシア連邦最高会議の両院の常任委員会および最高会議委員会の構成員である地域的選挙区から選挙されたロシア連邦代議員のなかから300人以内の範囲で国家会議の代議員を補充する。
- ③ ロシア連邦代議員大会は、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の平等の代表の保障を可能にするために、必要な人数だけ連邦会議の構成員を補充する。連邦会議の構成員は、民族・地域的選挙区から選挙されたロシア連邦代議員のなかからこれを補充する。連邦会議の構成において共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区からの平等な代表を保障するために、当該の代議員集団の同意をえて、その代議員集団のまたはその他の地域的選挙区から選挙されたロシア連邦代議員を連邦会議にこれを加えることができる。
- ④ ロシア連邦最高会議議長は、
  - 1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する一般的指導を行い、
  - 2) ロシア連邦最高会議に対し、その不在のときのためにロシア連邦最高会議第1副議長および副議長の職の候補者を提案し、
  - 3) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の両院合同会議においてその議長を務める。
- ⑤ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在のときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長を代行する。
- ⑥ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）に従って選挙されたロシア連邦最高会議の任期が満了するまでその活動を行う。
- ⑦ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議の両院の活動、各院の委員会および両院合同委員会を調整する。
- ⑧ この憲法の施行の日までにロシア連邦人民代議員大会またはロシア連邦最高会議によって選挙されまたは任命された公務員は、ロシア連邦最高会議によって解任されない場合は、その権限を維持する。

## 第10条

① ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）に定めるロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法によるロシア連邦大統領の地位を得、新しいロシア連邦大統領が選挙されるまで権限を保持する。

② ロシア連邦大統領は、新しいロシア連邦大統領が選挙されるまでの間、ロシア連邦憲法に従って任命されたロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚をのぞく執行権の体系に属するすべての公務員の新たな任命および解任を行う権利を有する。大統領は、同時に、ロシア連邦最高会議による事後的な承認をえて執行機関の改組を行うことができる。

③ 最高会議は、連邦法律によって、根本的改革期において、ロシア連邦大統領に対して、連邦法律の管轄する領域に属し、人と市民の憲法的権利および自由ならびにロシア連邦の連邦体制に抵触しない厳密に特定された問題に関して臨時に大統領令を公布する権限を与えることができる。ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議にこの大統領令を遅滞なく提出する義務を負う。最高会議は、これらの任意の大統領令の効力を3週間の間停止することができる。

#### 第11条

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

#### 第12条

ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、かれらが選挙された任期が満了するまではその権限を保持する。

#### 第13条

① 檢察機関に関する新しい連邦法律が制定されるまでの間、法律の執行に対する監督、法律違反の除去および有罪と認められる者の責任の追及の措置の採択に対する機能は、これを維持する。この期間、検事は、勾留、捜索に対する承認を与える権利を有する。この承認に対しては、連邦法律の定める手続によりこれを裁判所に提訴することができる。

② ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦憲法の施行の日に、本憲法に従って任命され、解職される。共和国の検事は、当該共和国の同意をえてロシア連邦検事総長がこれを任命し、共和国の検事はロシア連邦検事総長に従属し、これに対して報告義務を負う。ロシア連邦検事総長およびそれに従属する検事の任期は、5年である。

--完--